

退職証明書等を添付いただくことで、保険証の交付が早くなります。



任意継続の保険証については、任意継続の資格取得申出時に「**退職日の確認ができる証明書類（※下図黄色枠内参照）**」を添付いただくことにより、事業所からの退職の手続きを待たずに、任意継続の保険証を作成することができます。（**受付から概ね一週間で保険証がご自宅に届きます。**）

（注）上記証明書類の添付がなくてもお手続きできますが、日本年金機構から資格喪失記録の提供を受けてからの保険証作成となります。その場合は、保険証の発送までに**退職日から2～3週間程度（加入時期によっては1か月程度）**かかります。

☐ 保険証の交付を**お急ぎの場合は、退職日の確認ができる書類(※)を資格取得申出書に添えて**ご提出下さい。

保険証交付までの流れ

退職日の翌日から20日以内必着

ご退職
された方

① 事業主様が作成した退職証明書等(※)を添付のうえ、任意継続資格取得申出書を提出

お住まいの都道府県の
協会けんぽ支部

※退職日の確認ができる証明書類（いずれか1点）

- ・退職証明書写し
 - ・雇用保険被保険者離職票写し
 - ・資格喪失届写し
- など、事業主または公的機関の証明印が押印された資格喪失の事実が確認できる書類

（注）扶養認定に関する必要書類については、リーフレット「退職後の健康保険のご案内」をご覧ください。

② 受付・審査



③ 保険証の作成

④ 任意継続の保険証等の郵送

〒
特定記録郵便
(郵便ポストに投函)
でお届けします

受付から保険証がご自宅に届くまで

概ね **1** 週間

各種申請書類の提出は「郵送」でお願いします

協会けんぽへの申請はすべて郵送でご提出いただくことができます。

（窓口にお越しいただく必要はございません。）

※窓口にお越しただいても、保険証の窓口交付は出来ません。

協会けんぽ奈良支部に駐車場はありません。

